

北見工業大学

目 次

I	認証評価結果	2-(2)-3
II	基準ごとの評価	2-(2)-4
	基準1 大学の目的	2-(2)-4
	基準2 教育研究組織	2-(2)-5
	基準3 教員及び教育支援者	2-(2)-8
	基準4 学生の受入	2-(2)-12
	基準5 教育内容及び方法	2-(2)-16
	基準6 学習成果	2-(2)-26
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(2)-29
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(2)-34
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(2)-37
	基準10 教育情報等の公表	2-(2)-41
<参 考>		2-(2)-43
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-45
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-46
iii	自己評価書等	2-(2)-48

I 認証評価結果

北見工業大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学生の評価等に基づき、教員を表彰する制度によって、教育の質の向上に努めている。
- ウィンター・サイエンスキャンプ等、様々な取組により、全国各地から入学生を受け入れている。
- 推薦入学制度で合格した高校生に対して、オンライン学習管理システムを利用した遠隔地から学習可能な入学前教育を行っている。
- 寒冷地としての特性に配慮して、24時間利用可能な自主学習環境を整備している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院工学研究科（博士後期課程）においては入学定員超過率が高い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則第1条において、「学術文化の中心として広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに深く専門の学術を教授研究し、もって国家社会に寄与し、あわせて産業の興隆と文化の進展に貢献することを目的とする。」と規定されている。

また、工科系単科大学として社会に貢献するための理念と使命を定め、この使命を遂行するための基本目標を教育、研究、地域社会貢献、国際化のそれぞれについて定めている。

なお、工学部に所属する6学科のすべてがそれぞれの専門分野に適合した学習・教育目標を定め、その中で教育目的を明記している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、大学院規程第1条において、「北見工業大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。」と規定されている。

また、博士前期課程については、「専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養うこと」を、博士後期課程については、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」をそれぞれ目的とすると定め、博士前期課程の各専攻の学習・教育目標、博士後期課程の各専攻の教育・研究目的を定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

工学部は、機械工学科、社会環境工学科、電気電子工学科、情報システム工学科、バイオ環境化学科及びマテリアル工学科の6学科から構成されており、教育目標を達成するために、学科横断的な教育研究を行っている。例えば、基本目標にある新エネルギーについては、機械工学科、社会環境工学科、電気電子工学科、バイオ環境化学科、マテリアル工学科が担当している。また、基本目標の人間力教育とともに国際化に対応できる素養と語学力、コミュニケーション能力を育成する教育研究組織として、共通講座を設置している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育目標を達成するための教育研究組織として学部に共通講座を設置し、専任の教員を配置し、工学と人間科学という「複眼的な」思考様式を持つ新しい型の工学技術者の育成を目指している。

工学教養として位置付けられる数学は情報システム工学科が組織的に対応し、情報基礎は情報処理センターが組織的に対応している。大学院においては、各専攻共通科目を配置し、共通講座、国際交流センター、社会連携推進センター、機器分析センター及び保健管理センターの教員が連携して対応している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は、博士前期課程と博士後期課程からなる工学研究科を設置している。

博士前期課程は、学士課程で獲得した知識を応用開発に展開できるような教育研究プログラムを実施するため、学士課程4年と博士前期課程2年を統合した6年一貫的教育を意識した教育研究組織としている。すなわち、それぞれの学科と同一名称を有する機械工学専攻、社会環境工学専攻、電気電子工学専攻、情報システム工学専攻、バイオ環境化学専攻及びマテリアル工学専攻の6専攻により構成されている。

博士後期課程は、学際領域、境界領域に挑戦しイノベティブな研究開発を推進するとともに当該大学の特色ある教育研究を遂行するため、生産基盤工学、寒冷地・環境・エネルギー工学、医療工学の3専攻で構成されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断

する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究の目的に沿った教育研究活動を学部及び大学院で推進するとともに、研究戦略の策定と統括等を行う組織として研究推進機構を設置し、また、学術情報基盤の総合的な整備・管理・運用を行う組織として学術情報機構を設置している。

研究推進機構は、教育研究を直接担う基盤研究推進本部及び産学官連携推進本部と、教育研究支援を行う研究支援本部で構成されている。基盤研究推進本部は、大型プロジェクトに発展しうる基盤的研究及び当該大学の特色ある研究を推進し、工学研究の発展に資することを目的とする基盤研究推進センターと、環境又はエネルギーに関連した研究を推進しその利用開発に資することを目的とする環境・エネルギー研究推進センターの2センターで構成されている。産学官連携推進本部は、企業等との共同研究及び受託研究を推進するとともに社会との連携協力事業を実施し総合的な研究開発に資することを目的とする社会連携推進センター、実用化又は応用化に繋がる研究開発を推進し高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材を育成することを目的とする応用研究推進センター、発明等の発掘から活用までの業務を一元的に扱うことを目的とする知的財産センターの3センターで構成されている。

研究支援本部は、計測分析機器を利用する教育研究を支援し集中管理による合理的かつ効率的な利用を促進することを目的とする機器分析センターと、ものづくりに関連した教育研究の支援等の業務の推進と利用に資することを目的とするものづくりセンターの2センターで構成されている。なお、社会連携推進センター及び機器分析センターの専任教員は学士課程及び大学院課程の研究指導を兼任している。それぞれのセンターの趣旨、目的、組織、業務等は要項に明記されている。

学術情報機構は、学内ネットワーク及び教育研究用コンピュータシステムの管理・運用、情報セキュリティの管理等、学術研究及び教育における情報処理の効率化を図ることを目的とする情報処理センターと教育・研究・学習に役立つデジタルコンテンツの提供サービス及び大学で生産・蓄積される学術情報を発信する等、学術図書資料等の管理・運用を行う図書館で構成されている。情報処理センターの専任教員は、学士課程及び大学院課程の研究指導を兼任している。

また、機構に所属しない教育研究推進及び学生支援組織として、国際交流及び国際開発協力に関する事業を推進し教育研究の発展に資することを目的とする国際交流センターを設置している。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するための組織として、教育研究評議会、教授会、研究科委員会、教務委員会を設置するとともに、教育研究推進及び学生支援組織として教育改善推進センターを設置している。

教育研究評議会は、学長が議長となり、学長が指名する理事、副学長、各学科長、講座主任、国際交流

センター長、技術部長、事務局長、機構に置く各本部長、情報処理センター長、各学科及び共通講座から推薦された教授会構成員各1人で組織されている。教育研究評議会の審議事項は、中期目標についての意見、中期計画及び年度計画、学則、教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃、教員人事、教育課程の編成、修学支援、学生の入学、卒業、修了その他学生の在籍に関する方針及び学位授与に対する方針等に関することであり、平成24年度は12回開催されている。

教授会は、学長が議長となり、副学長、専任の教授、准教授及び常勤の講師によって組織されている。教授会の審議事項は、教育課程の編成、学生の入学、卒業その他在籍、学位の授与、学生の賞罰、教育研究評議会から付議された事項等に関することであり、平成24年度は9回開催されている。

研究科委員会は、学長が議長となり、副学長、大学院を担当する教授、准教授及び講師で組織されている。研究科委員会の審議事項は、大学院に関する、教育課程の編成、学生の入学、修了その他在籍、学位の授与、学生の賞罰、教育研究評議会から付議された事項等に関することであり、平成24年度は9回開催されている。

教務委員会は、学長が指名する副学長が委員長となり、各学科から選出された教授会構成員6人、共通講座から選出された教授会構成員1人、その他学長が必要と認めた者としてマネジメント工学を担当する教授会構成員1人で組織されている。教務委員会の審議事項は、教育課程、教育・研究指導、学生の除籍、授業及び試験、非常勤講師、教員免許、共通教育科目、公開講座、教育改善推進センターからの付託事項等に関することであり、平成24年度は12回開催されている。教務委員会での審議結果は、教授会、研究科委員会、教育研究評議会に付議あるいは報告されている。

教育改善推進センターは、学長が指名する副学長がセンター長となり、学長が指名する副センター長、兼任教員、その他学長が必要と認めた者で組織されている。教育改善推進センターの目的は、当該大学の教育理念に基づく教育の実践のため、教育方法の改善及び質的向上に係る活動を行うことであり、その業務は、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）、授業評価、基礎重点科目等に関することである。なお、センターの業務を円滑に進めるために運営会議が設置され、平成24年度は4回開催されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該大学の目的に沿って、学士課程（工学部）を6学科と共通講座で組織している。大学院工学研究科の博士前期課程を6専攻と共通講座で組織し、大学院工学研究科の博士後期課程を3専攻で組織している。また、高等教育及び学術研究活動の組織的連携を図るため、研究推進機構、学術情報機構、保健管理センター、教育研究推進及び学生支援組織を組織している。

教育研究に係る責任の所在を明確にするため、学士課程では学科長及び講座主任を任命し、その職務を学科長に関する規程及び講座主任に関する規程で定めている。また、大学院工学研究科では、博士前期課程及び博士後期課程に専攻主任を任命し、その職務を大学院専攻主任に関する規程で定めている。

工学部だけからなる単科大学であるため、一般的には自然科学系教養教育科目に位置付けられる数学、物理、化学を専門科目として位置付け、自然科学系科目担当教員をその専門性にふさわしい学科に配置することによって教養教育のほかに専門教育と研究指導を併せて行うことを教員組織編成の基本方針としている。また、人文社会系教養共通科目及び語学を担当する教員については、共通講座に配置している。当該大学では、実践的な工学基礎能力の養成と個性的な研究の発展を目標としており、その達成のため、研究推進機構、学術情報機構、保健管理センター、国際交流センター等に配置されている教員を教育組織に組み込んでいる。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、専任151人（うち教授52人）、非常勤17人であり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

なお、平成25年5月1日現在、学士課程における専任教員（講師以上）一人当たりの学生数は15.8人である。

また、必修・共通教育科目のうち94.5%を、必修・専門科目の97.1%を教授又は准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔博士前期課程〕

- ・ 工学研究科：研究指導教員 69 人（うち教授 46 人）、研究指導補助教員 26 人

〔博士後期課程〕

- ・ 工学研究科：研究指導教員 43 人（うち教授 42 人）、研究指導補助教員 43 人

なお、平成 25 年 5 月 1 日現在、博士前期課程における専任教員一人当たりの学生数は 2.46 人であり、また、博士後期課程における専任教員一人当たりの学生数は 0.47 人である。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の質の向上、大学の活性化のため、新規採用教員・昇任教員に任期制を平成 16 年度より導入し、再任審査に当たっては、教育活動、研究活動、大学運営、社会への貢献等に関する事項に対する業績を総合的に勘案している。また、教員の任期に関する必要な事項を定め、教授、准教授については任期 5 年で再任を可としており、講師、助教については任期 5 年で再任を可とするが再任は 1 回を限度とし再任後の任期は 3 年としている。再任審査のための要項を定め、常勤理事、副学長及びその他学長が必要と認めた者で組織される再任審査委員会を設置することにより、当該教員の任期期間中の業績審査を行っている。

専任教員の年齢構成は、60～65 歳が 27 人 (17.9%)、50～59 歳が 51 人 (33.8%)、40～49 歳が 36 人 (23.8%)、30～39 歳が 34 人 (22.5%)、29 歳以下が 3 人 (2.0%) となっている。

大学院工学研究科の担当教員については、大学院担当後 5 年ごとに資格再審査を行っている。大学院担当教員資格再審査基準は博士前期課程の専攻ごとに定められており、原則として、過去 5 年間に発表した研究論文数によって博士前期課程担当教員資格及び博士後期課程担当教員資格を審査している。

なお、教員の構成が特定の範囲に偏ることのないよう配慮するために、第 2 期中期計画に、「平成 21 年度に努力目標として、新規に採用する教員の 10% を外国人教員又は女性教員とすることを決定した。この方針に沿って、外国人教員及び女性教員の採用に努める。」と掲げている。平成 25 年 5 月 1 日現在の教員数は 151 人であり、女性教員は 7 人、外国人教員は 7 人となっている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員選考基準を定め、それに基づき教員選考規程に定められる教員選考委員会の議を経て教育研究評議会で採用、昇格を決定している。その際、学士課程における教育上の指導能力は、採用、昇任の際に提出する書類及び面接によって審査しており、大学院担当教員としての教育研究上の指導能力を博士前期課程の専攻毎に定められている研究業績基準に基づいて審査している。なお、多くの専攻における研究業績基

準は、発表された論文点数等の必要数を規定するものであるが、大学院担当教員としての教育研究上の指導能力をすべての専攻で審査することが望まれる。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

毎年度、全教員を対象として教員評価を実施し、教育活動、研究活動、大学運営に関連する学務貢献、社会貢献及びその他の項目について定量的な評価を行っている。平成23年度教員評価では、教育活動を評価する項目として、授業負担（担当授業時間数、学生指導数（学士課程における卒業研究指導学生数、博士前期課程の指導学生数、博士後期課程の指導学生数））を挙げ、重み係数を付加して定量的に評価している。また、研究活動を評価する項目として、過去10年間の学術論文数、過去2年間の研究業績によるアクティビティ、外部資金導入実績金額を挙げ、学術論文数についてはインパクトファクターを考慮している。数値化された評価結果は個々の教員に通知するとともに、『評価結果のまとめ』を学内に公開している。教員評価結果は偏差値を用いて5段階に評価され、評価値に応じて教育研究費の加算額を配分している。また、教員評価結果等を用いて勤勉手当及び昇給へ反映している。

教育活動の評価については、毎年度、全科目について学生による授業アンケートを実施し、アンケート結果と学生のコメントを教員に通知している。学生の評価が低い授業科目については学長及び学務担当副学長が授業参観を行い、改善指導を行っている。一方、学生の評価が高い授業科目については当該科目担当教員に「ベストティーチング賞」を授与しており、平成24年度は9人を表彰している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動を支援する事務組織として学生支援課を設置し、教務企画、修学支援、就職支援、生活支援等を行っている。また、学生支援センターを設置し、センター長に副学長（教員）、副センター長に学生支援課長（事務職員）を充てている。学生支援センター内に学生よろず相談室、就職支援室、教育IT支援室を設置し、学生よろず相談室に教員と事務職員（学生支援課長、学生支援課副課長）を配置、就職支援室の室長補佐に事務職員を配置、教育IT支援室に教員、技術員、事務職員を配置している。

図書館には平成25年5月1日現在、12人の職員を配置し、2人の職員が司書資格を有している。

教育支援を行う技術員（22人）は技術部に所属しており、技術部は事務組織及び学科等の要請に応じて適正な人材を派遣している。平成24年度の技術員派遣業務件数に占める教育及び研究業務件数（98件）の割合は49.2%であり、技術職員の教育・研究に対する支援が十分に機能していることを示している。また、博士前期課程に所属するほぼすべての学生がTAとして採用され、演習、実験、実習等の教育補助を行っている。演習・実験・実習における教育補助延べ人数は330人であり、TAの教育補助は十分に機能している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 16 年度より導入された教員の任期制が継続して機能している。
- 全教員を対象として教員評価を実施し、教育活動、研究活動、大学運営に関連する学務貢献、社会貢献及びその他の項目について定量的な評価を行っており、その結果を処遇に反映している。
- 学生の授業評価アンケートに基づく学長の授業参観が行なわれ、改善指導を行っている。
- 学生の評価等に基づき、教員を表彰する制度によって、教育の質の向上に努めている。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

工学部は入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を以下のように定めている。

「工学は、理科や数学を基礎とする様々な知識と技術を用いた産業界等における「ものづくり、システムづくり」を介して、人々の生活と安全や健康、福祉のために「役立つもの」や「快適な環境」を造りあげ、社会に貢献することを目指す学問分野です。北見工業大学が目指す工学は、一言で言えば「自然と調和するテクノロジー」、すなわち、資源の浪費や環境破壊を伴わずに限りある資源を有効に活かす「環境にやさしい工学」です。「環境にやさしい工学」は魅力ある未知の分野であり最先端の科学技術が求められます。このような分野で活躍できる技術者を育成するために、工学部は次に示す資質と能力を有する人を求めます。

1. 理科や数学の基礎知識を活用して工学的知識と技術を獲得しようとする「工学心」を有する人
 2. 工学に対する知識の他に、自らの考えを正しく表現できる国語力や工学の社会的背景の認識力、社会人としての素養など、人間性向上のために必要な知識を持続的に学ぼうとする「向学心」を有する人
 3. 工学の基礎知識をもとに新しい分野や未知の分野に果敢に挑戦しようとする「好奇心」を有する人
- 大学院工学研究科（博士前期課程、博士後期課程）は入学者受入方針を以下のように定めている。

「北見工業大学は豊かな自然環境に恵まれた「オホーツク圏」に位置し、「自然と調和するテクノロジー」の発展を目指して」を標語として掲げ、地域社会及び国際社会の発展に貢献できる研究の推進並びに科学技術分野において広く社会で活躍できる人材の育成を目標として、教育・研究を行っています。これらの目標を達成するために、大学院工学研究科は次に示す資質と能力を有する人を求めます。

・博士前期課程

1. 専門技術者として、社会に貢献しようとする意欲のある人
2. 問題に積極的に取り組み、深く考察し、粘り強くその解決策を探求しようとする意志を有する人
3. 高度な科学技術の修得と研究の推進に対して強い意欲を有し、その実現に向けて努力する人

・博士後期課程

1. 高度専門技術者として、社会に貢献しようとする意欲のある人
2. 新たな学際領域、境界領域及び新領域の開拓に果敢に挑戦できる人
3. 企業の現場に即した研究開発に意欲を有し、ベンチャー起業化にも挑戦できる人
4. 豊かな人間性と国際的視野を有し、国際交流及び国際貢献に対する意欲のある人

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

多様な能力と資質を有する学生を受け入れるため、一般入試学生募集と特別入試学生募集（推薦入試、帰国子女特別入試）のほかに、高等専門学校・理工系の短期大学を卒業見込みの者に対して編入学学生募集や、日本の国籍を有しない者で日本留学試験を受験した者に対して私費外国人留学生募集を行っている。

一般入試学生募集では、大学入試センター試験の成績等の内容を総合して合否判定を行う選抜（前期日程）と、大学入試センター試験の成績と当該大学が行う個別学力検査の成績等を総合して合否判定を行う選抜（後期日程）の2方法を行っている。推薦入試では、調査書、推薦書の内容及び小論文、面接の結果を総合して合否判定を行い、帰国子女特別入試では成績証明書等の成績、小論文、面接の結果を総合して合否判定を行っている。編入学学生募集では、推薦入試、学力試験入試及び社会人特別入試の3方法を行っている。私費外国人留学生募集では、日本留学試験の成績及び推薦書、学業成績証明書の内容を総合して合否判定を行っている。

これらの受入方法を採用し、また、ウィンター・サイエンスキャンプ等の高校生に科学技術への関心を喚起する取組等によって、入学者の半数前後を道外出身者が占めるなど、全国から学生を受け入れている。

大学院博士前期課程における入学者受入方針に沿った能力を有する学生を国内外から広く受け入れるため、春季入学者のための学生募集と秋季入学者のための学生募集を行っている。春季入学者のための募集では、一般入試、社会人特別入試、外国人留学生特別入試、高等専門学校専攻科生特別入試のほかに、学部3年次学生対象入試を行っている。秋季入学者のための募集では、一般入試、社会人特別入試、外国人留学生特別入試を行っている。

大学院博士後期課程においても、春季入学者のための学生募集と秋季入学者のための学生募集を行っており、どちらも一般入試、社会人特別入試及び外国人留学生特別入試を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜に関する事項を審議するため、入学者選抜委員会を設置している。入学者選抜委員会は学長が指名する副学長、学長が指名する学長補佐、各学科及び共通講座から選出された教授会構成員各1人、その他学長が必要と認めた者で組織され、学長が指名する副学長が委員長となる。その審議事項は、学部及び大学院に係る入学試験に係る各種委員の選出、合格者の選考、入試企画センターから特に付託された事項等である。平成24年度における入学者選抜委員会の開催数は17回である。

入学試験業務を処理するための委員会として、入学試験実施委員会、学力検査実施委員会及び推薦入学者選抜実施委員会の3委員会を設置している。

入学試験実施委員会は、学長、入学者選抜委員会委員、保健管理センター所長、事務局長、その他学長が必要と認めた者で組織され、入学試験の実施、試験本部の設置及びその運営、健康診断及び救急医療、試験場の設定及び秩序の維持、合否判定資料の作成に関する事項等の処理を行っている。学力検査実施委員会は、学長の委嘱する教員をもって組織され、委員名は学内外に非公開であり、学力検査問題等の出題、点検及び採点、校正、区分に関する事項等の処理を行っている。推薦入学者選抜実施委員会は、副学長、学長が指名する学長補佐、各学科及び共通講座から選出された教授会構成員各1人及び入学者選抜委員会が必要と認めた者で組織され、副学長が委員長となり、推薦入学志願者の書類選考、面接試験及び小論文試験に関する事項等の処理を行っている。

学士課程において個別学力検査（後期日程）を実施しているが、その実施組織の構成員から、3親等以内の親族又は同居人が当該学力検査試験を受験する教職員を除外している。推薦入試においては、面接試験を公正に実施するために、面接時の質問項目とその重要度、質問の目的・趣旨を明記したマニュアル、

評価方法を定め、面接委員に周知を図っている。編入学試験においてもマニュアルを定めている。

大学院博士課程においても、前期課程及び後期課程それぞれについて入学試験実施要項を定め、博士前期課程においては問題作成、点検のチェックシートを作成している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学者受入方針に即した入学者を適切に確保するとともに、入学者選抜の円滑な実施を図るため、入試の企画及び入学希望者に対する広報活動等を行うことを目的として、入試企画センターを設置し、学長が指名する副学長と教員、その他学長が必要と認めた者で組織している。このセンターの業務は、入試の企画・立案・実施及び調整に関すること、入試の調査・分析及び研究に関すること、入学希望者に対する広報活動及び進学相談に関すること等である。なお、センターに関する重要事項を審議するために運営会議が設置され、平成24年度は13回開催されている。

このセンターの取組事例として、例えば学士課程における推薦入学者の基礎学力担保のため、小論文を廃止して基礎学力確認試験を平成26年度入試から導入することを決定したことが挙げられる。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成21～25年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成22年度から開始した再編後の工学部(3年次編入)については、平成22～25年度の4年分、平成24年4月に改組された工学研究科(博士前期課程)については、平成24～25年度の2年分、また、平成22年4月に改組された工学研究科(博士後期課程)は平成22～25年度の4年分。)

〔学士課程〕

- ・ 工学部：1.06倍
- ・ 工学部(3年次編入)：0.77倍

〔博士前期課程〕

- ・ 工学研究科：1.03倍

〔博士後期課程〕

- ・ 工学研究科：1.56倍

工学研究科(博士後期課程)については入学定員超過率が高いが、これは専攻ごとの入学定員が少ないため入学者1人の増減が充足率に大きく影響を与えてしまうためであり、平成23年度までの2年間は大幅に入学定員を超過していたが、平成24年度は1.00倍、平成25年度は0.87倍と正常化してきている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は工学研究科(博士後期課程)を除いて、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- ウィンター・サイエンスキャンプ等、様々な取組により、全国各地から入学生を受け入れている。

【改善を要する点】

- 大学院工学研究科（博士後期課程）においては入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

基本目標を達成すべく、学士課程における教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のとおり定めている。

「確実な工学基礎能力を有する技術者を養成するため、基礎学力の育成とともに主体的な問題把握能力の育成を重視する。そのため、特に実験、実習、演習の場に発表・討論の機会を設定することによって「体験的で実践的な教育」を行う。また、国際社会に適応可能な「語学教育」とともに、社会を構成し運営するとともに自立した一人の人間として力強く生きていくための総合力、すなわち「人間力」を育成するための「人間力教育」を行う。

履修科目は必修科目と選択科目からなる。必修科目は、英語力、情報科学基礎力、工学教養等を養成するための共通教育科目（講義、演習、実技）、専門分野における基礎力を養成する専門科目（講義、演習、実験、実習）からなる。選択科目は、語学、人文・社会科学に対する素養を養成する科目（講義、演習）、専門分野における展開力と応用力を養成する科目（講義、演習）、技術者としての素養を養成する科目（講義、実習、演習）からなる。」

また、学科ごとの教育課程の編成・実施方針も定めている。

卒業に必要な総単位数は、124～132単位であり、学科によって異なる。各学科において修得すべき単位の枠組みと科目配置は、各学科の設定する学習・教育目標に沿って体系的に行うこととしている。

全体的には「共通教育科目及び選択Ⅰに配置されている教養教育系の科目」をくさび型に4年次まで配置し、それに対応して「専門的な教育科目」を逆くさび型に配置することによって、1年次の導入教育科目から始まり、学年進行により専門分野の開講科目が多くなっていく教育課程の構成としている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学士課程は、「自然と調和した科学技術の発展」に貢献できる人材の養成を使命としており、「向学心を喚起し、創造性を育み、将来の夢を拓く教育」を基本目標としている。

必修科目については、英語力、情報科学基礎力、工学教養等を養成するための共通教育科目及び専門分野における基礎力を養成する専門科目を配置している。

選択科目については、幅広い教養教育を実施するため、人文社会系の科目と英語以外の外国語とを併せて「選択科目Ⅰ」として配置している。また、各学科の応用的な科目を「選択科目Ⅱ」として配置している。さらに、最近では、工学分野における学問体系の細分化が進行していることから、専門分野の授業だけでは工学部としての基礎知識を幅広く修得させることが困難になっている。そこで、工学全般に係る科目を工学的教養科目として位置付け、「選択科目Ⅲ」として配置している。

各学科とも基本目標及び教育課程の編成・実施方針に基づいて専門分野に応じた学習・教育目標を設定することで、教育課程を構築している。すなわち、各学科の学習・教育目標は、卒業生がそれぞれの分野の技術者として社会に貢献できるように設定され、その教育課程は、基礎学力の上に高度な専門知識を修得することができる構成になっている。特に、「向学心を喚起し創造性を育む教育」を実施するため、少人数教育を実施している。また、科目の内容に応じて講義と演習をバランスよく配置している。各学科の教育目標では、専門についての重要性とともに人間力、倫理観、及び国際感覚の重要性をうたっている。必修科目に配置されている「英語」、選択科目ⅠAに配置されている「第二外国語」は、この国際感覚を育むための基礎科目であり、選択科目ⅠB及びⅠCの科目群は人間力、倫理観、国際感覚を高めるための科目である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

平成20年度の学士課程改組は、主に社会のニーズや学術の発展動向を視野に入れ、社会要請、学生ニーズに適合させるべく実施したものであり、例えば、機械工学科はロボット制御等に関わる知能系、高齢者の骨折等に関わる生体系の分野を、バイオ環境化学科はバイオ化学や食品化学の分野等、将来の社会で要請される新しい技術分野を従来以上に前面に打ち出した組織となっており、これらの分野に関する講義科目を大幅に新設したのとなっている。また、工学を幅広く眺めマネジメント感覚を身に付けることを希望する学生に対応するために、全学科に共通したマネジメント工学コース(定員20人程度)を設けている。

国内5大学と単位互換協定を結び、また、海外21大学と国際交流協定に基づき単位互換制度を設け、学生の多様なニーズにこたえられるよう配慮しており、学生便覧及びウェブサイトにより学生に明示している。さらに、狭い専門領域だけの教育になることを避けるため、認定可能単位数に制限はあるものの、他学科の開講科目について卒業に必要な単位として認める制度を採用している。「インターンシップ」については大学と社会をつなぐ重要な科目と考え、単位認定を制度化している。さらに、各学科では、特別講義や選択科目Ⅲ「総合工学Ⅰ」の中で、学術の発展動向や社会の要請に応じた教育を実施している。高等専門学校等からの編入学生に対しては、それぞれの高等専門学校における授業科目を精査し、その授業内

容に応じて単位を認定している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-1① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

導入教育科目を1年次に配置し、「向学心」と「工学心」を涵養するための少人数教育を実施している。専門教育科目については、講義を主体とした教育課程の構成としているが、演習、実験、実習の授業形態をとることで、より一層の学習効果が期待できる科目については、それらの授業形態をとることとしている。なお、演習、実習、実験の科目にはTAを配置するほか、一部の講義にはスチューデント・アシスタント（SA）を配置しており、きめ細かい教育を行っている。また、OA機器等のツールを活用することで教育効果を高める工夫も行っている。特に卒業研究を重要科目として位置付け、少人数教育、ゼミ形式、現象の理論的解釈、コンピュータ技術等の涵養がなされている。また、語学科目については、実践力を育むために演習形態をとるほか、選択科目ICでは対話・討論型の科目を配置して、学生の発表能力向上を目指している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-1② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

学生の授業時間以外の学習時間については、隔年に実施する学生生活実態調査において、「自学・自習時間（1日の平均）」を問うことによって把握に努めており、平成23年度の調査では、半数以上が30分以下であるとの結果となっており、授業時間外学習の更なる確保が望まれる。

なお、このことの認識を含め、各科目のガイダンス及び授業において、学生に予習及び復習の励行を求めている。入学時に配付するシラバスには中間試験、課題提出、小テスト、プレゼンテーション、ディスカッションを適宜実施することを明記し、単位の実質化を図っている。また、IT活用教育支援システムを導入し、授業科目の予習及び復習や課題提出等を実施する環境を整備している。

全教員がオフィスアワーを設定し、学生が質問しやすい環境を整え、実際に、多くの学生が活用するようになっている。また、授業時間外の学習を支援するために、図書館を平日の夜間、原則として土・日・祝日にも開館するとともに講義室、語学演習室を開放している。さらに、寒冷地という条件を考慮して、コミュニケーションアトリウム、コミュニケーションホール等学生がいつでも共同で学習できる空間を整備するなどの配慮を行っている。

これらのことから、授業時間外学習の確保に十分な成果が上がっていないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-1③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

基本理念及び教育課程の編成・実施方針に沿って学科の教育研究理念と目標を定め、シラバスに記載している。シラバスは科目間のつながりが容易に理解できる構成としており、授業内容や授業の流れ、授業

時間の配分等について説明している。

シラバスの活用状況については、平成23年度に実施した学生生活実態調査において9割以上の学生が、「常に活用している」又は「時々活用している」と回答している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

工業高等学校等の職業学科出身の学生に対しては、基礎学力を担保するため、英語、数学、物理の補習教育を実施している。また、基礎学力に不安を抱える普通高等学校出身の学生に対してもこの補習授業の受講を認めており、学生の実情に配慮している。

推薦入学制度で合格した高校生に対して、オンライン学習管理システムを利用した遠隔地から学習可能な入学前教育を行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

工学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を「工学についての確実な基礎学力を有するとともに、主体的に問題を解決する能力を有する技術者としての資質を修得している人」と定めていることに加え、各学科においても学位授与方針が定められている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

教育課程履修規程第6条において、各教員が考査によって成績を評価することを定め、シラバス執筆の指示において、その評価基準は達成目標に則することとしている。シラバスには、各科目の成績評価方法及び評価基準が示され、学生便覧及びシラバスにより学生に周知されている。

また、教育課程履修規程第7条、8条において、合格と不合格の基準が示され、各教員が行う成績評価に基づいて単位が認定されている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価は、学則第2章第3節及び教育課程履修規程に規定されており、これらの規定により評価された結果は、卒業研究着手時及び卒業時において学科での審査を経た後に教授会に付議され、卒業研究着手認定及び卒業認定が行われている。また、クラス担任制及び個別担任制をとっており、各担任は教務委員からの通知及び学科会議等において学生の単位認定状況を把握しており、疑義がある場合は科目担当教員に説明を求め、その内容を確認している。

なお、成績評価結果については、学内ウェブサイトで確認することができ、疑義がある場合はクラス担任や個別担任を通じて科目担当教員に説明を求めることができる。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学則第42条に卒業に必要な単位数が明示されている。また、教育課程履修規程及び学位規程に卒業認定基準及びその手続きが明記されている。これらについては、学生便覧にまとめられ学生に配付されている。さらに、4月のガイダンス時において、学生便覧を用いて学生に説明が行われている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

「向学心を喚起し、創造性を育み、将来の夢を拓く教育」を基本目標として掲げ、この基本目標を達成すべく、大学院課程における教育課程の編成・実施方針を以下のとおり定めている。

「博士前期課程では、各専門分野における基盤的知識と問題解決能力を有し、創造性に富み、企画力や指導力を発揮して知の世紀をリードする、個性ある専門技術者としての能力を養成する。博士後期課程では、それぞれの専門分野の知識や技術が融合する境界領域や複数の学問分野の総合力を必要とする学際領域に対応できる、広い視野を有する高度専門技術者としての能力を養成する。それぞれの課程において独創的で高度な研究を推進する中で未来志向を喚起する教育を行うとともに、多様な異文化との協調を図りながら新しい時代を切り拓くことのできるたくましい人材を育成するために「人間力教育」の充実を図る。

博士前期課程及び博士後期課程のカリキュラム構成を以下に示す。

・博士前期課程

学部段階で獲得した基礎知識を基にして、工学全体に共通する基礎技術を担う実践的な専門技術者としての素養を涵養するにあたり、個々の学生に対して指導教員を配置し、その指導のもとに学位論文を完成させる。履修科目は必修科目と選択科目からなる。必修科目は、問題解決力、創造的思考能力、実践力、コミュニケーション力等を養成するための演習、実験、講義からなる。選択科目は、専門基礎・応用力を養成する専門科目の講義、専門横断的研究力と学際分野への展開力を養成する副コース科目の講義、教養・国際性・マネジメント能力を養成する各専攻共通科目の講義、演習、実習からなる。

・博士後期課程

多角的で学際的な問題把握力、研究企画力、開発実践能力を涵養するにあたり、個々の学生に対して指導教員グループを組織し、その指導のもとに学位論文を完成させる。履修科目は必修科目と選択科目からなる。必修科目は、専門性、総合性、学際性、実践的研究能力等を養成するための講義、演習、実

験、実習からなる。選択科目は、所属する教育研究分野の専門科目の講義、他教育研究分野又は他専攻の専門科目の講義、各専攻共通科目の講義からなる。」

また、博士前期課程6専攻、博士後期課程3専攻それぞれに具体的な教育課程の編成・実施方針を定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

博士前期課程では、学士課程における基礎教育の上に各専門分野の発展的科目を据えて高度な知識を教授するとともに、専門分野に関する技術・理論の基礎を修得させ、修士にふさわしい専門技術者としての能力を身に付けさせている。具体的には必修科目である「総合演習」(2単位)と「特別実験・研究」(10単位)を必修科目として配置することにより、修士論文研究に関する理論・実験技術・実験手法等を修得させている。また、必修科目として「英語コミュニケーションⅠ」(1単位)、「英語コミュニケーションⅡ」(1単位)を配置し、工学技術者に不可欠な国際的コミュニケーション能力を修得させている。選択科目として専門分野に関する知識や技術を修得するための科目のほかに、人間的な教養の修得も重視し人文・社会分野の科目を配置している。また、専門的知識の具体的展開例を理解させることを目的として「インターンシップ」(2単位)を配置している。平成24年度の改組では、選択科目として新たに副コース科目を設置し、同一のテーマについてオムニバス方式で異なる専攻分野の観点からの講義を履修させ、さらに、異なる専攻に所属する学生の交流を促進させることによって専門横断的な柔軟性を兼ね備えた人材の育成を目指している。

博士後期課程は、平成22年度から、それまでの博士前期課程における専門分野を統合することで、生産基盤工学、寒冷地・環境・エネルギー工学及び医療工学の3専攻の教育分野に改めている。必修科目としては、「特別実験」(4単位)、「総合特別研修」(2単位)、「特別講義」(1単位)に加え、外部の研究組織や一般企業で研修を行う「インターンシップ」(1単位)を配置している。これにより博士にふさわしい高度専門技術者としての能力を養い、社会で求められる総合的な視野からのニーズとシーズを融合させる高度な技術開発プロセスを体験的に学ばせ、創造性に富んだ高度専門技術者の養成を目指している。選択科目については、社会のニーズに対応した研究を進めるために必要な専門科目を開講するとともに、技術者としての視野を広げるため、他分野あるいは他専攻科目の履修を義務付けている。さらに、人間力向上のための教養科目修得を重視し、博士前期課程と同様に、人文・社会分野の科目2単位以上を修得させている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

博士前期課程は平成24年度に改組が行われ、新たな教育課程となっている。これは、平成20年度の学士課程改組後の学生が、4年間の学年進行により博士前期課程入学対象者となることを受けて、学士課程から博士前期課程までの6年一貫的教育等を行うため、見直しが行われたものであり、学士課程の講義と博士前期課程の講義は6年一貫的教育の観点から関連付けられている。また、学際領域・境界領域に属する博士後期課程との接続を意識した副コースも設定しており、専門分野だけに偏らない広い視野を備えた

専門技術者の養成を行っている。

また、博士後期課程は、平成 22 年度に改組が行われている。高齢化に伴い、高齢者の生活の質向上という社会ニーズに対して、工学として貢献できる分野は少なくはなく、既に着手されていた研究テーマを核に医療工学専攻として新たな枠組みを設定している。また、寒冷地・環境・エネルギー工学専攻については、当該大学の寒冷地における立地を活かし、地域ニーズに根ざした寒冷地・低温科学研究や、近年の環境・エネルギー問題に対する取組が、学士課程及び博士前期課程で活発化してきたため、これらの専門分野を横断的に統括する目的で設定したものである。さらに、改組前の物質工学・システム工学についても横断的に機能するよう生産基盤工学専攻として統合した。この3専攻体制とすることで、地域社会、さらには社会全体のニーズにマッチするとともに、当該大学が築いてきた、基盤的な工学維持発展にも配慮した、新しい社会に受容される課程体制を築いている。これにより、学生や社会の多様なニーズ、要望にも応えられる体制となっている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

博士前期課程科目として、講義（専門科目、語学系科目、専攻共通科目）、総合演習、特別実験・研究を配置している。また、博士後期課程科目として、講義（専門科目、専攻共通科目）、特別実験、総合特別研修、特別講義、インターンシップを配置している。このように、博士前期・後期課程とも、専門科目及び専攻共通科目の授業形態を講義で行うこととし、専門技術者としての実践力、問題解決力を身に付けるための科目の授業形態を実験・実習で行うこととしている。実験・実習科目は、研究室を中心とする指導教員の下で対応が取られている。ほかの講義科目についても、受講する学生数が多くとも 20 人程度という少人数で行うほか、視覚的資料を多用することで学生の理解を深める工夫がされている。また、多くの科目について対話・討論形式の授業形態が取り入れられている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて 35 週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて 15 週確保されている。

博士前期課程における「総合演習」及び「特別実験・研究」、博士後期課程における「特別実験」、「総合特別研修」及び「インターンシップ」、そして所属する研究室の教員が担当する専門授業科目については、修士論文、博士論文のテーマに係る研究を日常的に教育指導するという過程の中で、単位の実質化が十分に図られ、そのほかの講義科目についても、課題を与えてプレゼンテーションやレポートを課すなどして、単位の実質化が図られている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

入学時に配付するシラバスは、授業の内容・展開が詳細に説明されており、学生が理解度を深められる

ように配慮している。また、シラバスはウェブサイトからも閲覧できるようにしている。さらに、博士前期課程においては、入学ガイダンス時にすべての科目について、担当教員からシラバスに沿った説明がなされている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-4 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-5 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-6 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

博士前期課程では専門技術者の養成を目的としており、各学生の志望を重視しつつ、すべての学生が研究室に所属し、個別の研究テーマについて指導教員が指導を行っている。必修科目に「総合演習」と「特別実験・研究」が配置され、指導教員を主とする複数の教員により指導を行っている。「総合演習」では専門分野に関する技術・理論の基礎を文献講読や課題演習を通して修得させ、「特別実験・研究」では実験・研究の実践によって学位論文作成のための研究指導が行われている。また、複数の教員が出席して論文の中間報告会を行うなどして、複数の教員から助言が受けられるよう配慮している。

博士後期課程においては、広い視野を持った高度専門技術者を養成しようとしており、教授又は特に認定された准教授1人が主指導教員となるのに加え、教授又は准教授から2人を副指導教員とし、合計3人の指導教員により専門性の高い研究指導を行っている。必修科目のうち「特別実験」、「総合特別研修」において、学位論文の作成に向けた研究指導がこれらの指導教員によってなされている。また、学位申請前には事前審査が行われ、学位論文の内容及び論文発表会に向けた指導が行われている。

これらの手続きについては、教務委員会が申し合わせを行って、実施している。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-1 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院工学研究科の学位授与方針は、博士前期課程、博士後期課程ともに以下のとおり定められている。

・博士前期課程

「学部段階で獲得した基礎知識を基にして工学全体に共通する基礎技術を担うとともに、専門分野で修得した技術を応用開発にも展開できる、実践的な専門技術者としての資質を修得している人」

・博士後期課程

「広い視点から工学体系全体を把握し、境界領域、学際領域の創造的な学術研究を積極的に推進する幅広い視野と創造性を有する、高度な専門技術者としての資質を修得している人」

また、専攻ごとの学位授与方針についても定められている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院教育課程履修規程第4条において、試験によって成績を評価することを定め、合格と不合格の基準が示され、試験の成績の評価に基づいて単位が認定されている。

成績評価の基準は、シラバス執筆の指示において、達成目標に則することとしている。シラバスには各科目の成績評価方法及び評価基準が示され、大学院便覧及びシラバスにより学生に周知されている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価は、大学院教育課程履修規程に規定されているとともに、シラバスに各科目の成績評価方法及び評価基準が示されている。これらにより評価された結果は、修了時において専攻での審査を経た後に研究科委員会に付議され、修了認定が行われている。

なお、成績評価結果については、学内ウェブサイトで確認することができ、疑義がある場合は指導教員を通じて科目担当教員に説明を求めることができる。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

大学院工学研究科における学位論文審査及び最終試験の評価基準が定められており、学生に配付されている。また、大学院規程に修了に必要な単位数が明示されており、学位規程に学位授与基準及びその手続きが明記されている。これらについては、大学院便覧及びシラバスにまとめられ学生に配付されている。さらに、4月のガイダンス時において、大学院便覧及びシラバスを用いて学生に説明が行われている。

学位論文の審査体制については、学位規程及び学位論文審査取扱要領に規定されている。

博士前期課程においては、学位論文ごとに指導教員を主査とする2人以上の委員による審査委員会を設置し、審査している。その審査結果及び修得単位数を基に、研究科委員会に付議され、修了認定が行われている。

博士後期課程においては、学位論文ごとに5人以上の審査委員からなる審査委員会を設置し、審査委員の互選により主査を選出し、審査している。その審査結果及び修得単位数を基に、研究科委員会に付議され、修了認定が行われている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 推薦入学制度で合格した高校生に対して、オンライン学習管理システムを利用した遠隔地から学習可能な入学前教育を行っている。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程における標準修業年限内卒業率は平成15～19年度入学者においては、66.8%から79.5%の間にあり、その5年間の平均値は72.6%である。修業年限×1.5年内卒業率は81.1%から86.8%の間にあり、5年間の平均値は82.7%である。2年以内の留年をして卒業する者が毎年約10%存在することを意味している。

博士前期課程における標準修業年限内修了率は平成18～22年度入学者においては、90.4%から95.2%の間にあり、5年間の平均値は92.2%である。標準修業年限×1.5年内修了率は91.5%から96.8%の間にあり、5年間の平均値は93.4%である。博士前期課程の場合、標準修業年度内修了率と標準修業年限×1.5年内修了率に大きな差はない。

博士後期課程における標準修業年限内修了率は平成17～21年度入学者においては、50.0%から75.0%の間にあり、5年間の平均値は62.7%である。標準修業年限×1.5年内修了率は75.0%から93.8%の間にあり、5年間の平均値は81.9%である。

平成20～25年度の各年度における卒業研究未着率は13.3%から26.1%の間、進級率に換算すると73.9%から86.7%の間にあり、6年間における進級率の平均値は80.4%である。なお、卒業（修了）予定者に対するアンケート結果によれば、「成績評価は公平でしたか」という設問に対して、全学平均で83.5%の学生が「成績評価は公平であった」と回答している。

また、平成20～24年度の各年度における退学率は4.9%から7.2%の間にあり、5年間における退学率の平均値は6.3%である。

当該大学は、工業高等学校の教員免許を取得するための課程認定を受けており、過去5年間における一種免許（学部卒業生）取得者数の平均値は79人（学生入学定員410人の19.3%）、過去5年間における専修免許（大学院修了生）取得者数の平均値は24人（旧課程の学生入学定員92人の26.1%）である。また、電気主任技術者資格取得のための単位取得証明書の発行件数が年10件ほどあるほか、当該大学が「実践工学Ⅰ、Ⅱ」の単位を認定している情報処理技術者試験合格者数が年10人ほど、TOEIC、TOEFL、工業英検等によって「実用英語」の単位を認定している学生は年20人ほどである。

当該大学は工科大単科大学であるため、卒業・修了研究の遂行及び論文の作成は必修である。博士前期課程では修了要件として学会での発表を必須としている専攻もあり、多くの修士論文研究の成果が学術講演会や国際会議にて発表され、一部は研究論文として学術誌に掲載されている。学術講演会、国際会議発表の中には、学会等からその内容が「優秀」として評価されるものがあり、平成19～24年度においては、

年に 20 件程度が学会表彰の対象にもなっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学部・大学院の学生に対して、すべての授業科目について授業評価と学習達成度に関するアンケートを実施し、シラバスに記載している授業目標・授業内容との対応、学習に対する学生自身の取組、授業目的・内容に対する理解度、授業の進め方等を調査している。アンケートでは、授業の満足度を 5 段階評価（5：非常に満足した。4：ほぼ満足した。3：どちらかといえば満足した。2：満足度が低かった。1：全く満足しなかった。）で回答させている。

平成 24 年度の授業アンケート結果について授業の満足度を 5 点満点で評価した結果、年間を通じて、学部での講義・演習科目に対して学生の評価は学科別に見た平均で 3.74～4.33 点、実験・実習科目では 3.15～4.39 点の評価であり、学生はおおむね授業に満足していると判断できる。博士前期課程の学生に同様のアンケートを行った結果（講義）も専攻別の平均値で 3.61～4.59 点である。なお、科目分類ごとに満足度の平均値を求めた結果、学部開講科目に注目すると、講義・演習科目、実験・実習科目とも 4 点（ほぼ満足した）に非常に近い値を示している。博士前期課程開講科目（講義）に注目すると、4 点（ほぼ満足した）を超える値を示している。

卒業（修了）予定者に対するアンケートを毎年実施し、学修成果等を調査している。平成 24 年度の実施（平成 24 年 11 月 9 日～11 月 30 日、回収率 89.1%）結果を分析し、学修成果に関する項目について、「役に立った」と回答した人数の割合を求めた結果、学部生の場合、「国際コミュニケーション能力」を除く 4 項目について 80%以上の数値が得られている。博士前期課程学生の場合、すべての項目について学部生よりも高い数値が得られている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成 20～24 年度の 5 年間における学科・専攻別進路状況を用いて、学士課程・博士前期課程・博士後期課程ごとの進級率、就職率、就職希望者の就職率をまとめた結果、また、平成 20～24 年度の 5 年間における進学先大学一覧を用いて進学先の状況を分析した結果から判断して次のことがわかる。

学部生の場合、就職希望者の就職率は平成 20～22 年度まで減少傾向を示しているが、平成 23 年度には回復している。就職希望者の就職率の過去 5 年間の平均は 93.2%である。博士前期課程への進学率は年度によって変動があるが、過去 5 年間の平均は 34.1%であり、進学者の 89.2%が当該大学の博士前期課程に進学している。

博士前期課程学生の場合、就職希望者の就職率は平成 22 年度に最も低い値を示しているが、平成 23 年度には回復している。就職希望者就職率の過去 5 年間の平均は 95.1%であり、学部生よりも 2 ポイント高い値を示している。博士後期課程への進学率の過去 5 年間の平均は 3.3%である。また、進学者の 81.7%が当該大学の博士後期課程に進学している。

博士後期課程学生の場合、就職希望者就職率の過去 5 年間の平均は 93.0%であるが、就職希望者数の過去 5 年間の平均は 5 人であるため、就職希望者就職率の平均値を学部生あるいは博士前期学生の場合と単純に比較することはできない。

平成 20～24 年度の 5 年間における、学部卒業生の産業別就職状況一覧及び博士前期課程修了生の産業別就職状況一覧によれば、各年度とも同様の分布状態を示している。そこで、平成 24 年度に注目して、主

な就職先の産業区分を分析した結果、学部生の場合、就職先の職種区分は製造業が最も多く、建設業、情報通信業、公務員、卸売業、学術研究、専門・技術サービス業の順に続いている。これら6区分の職種が全体の85.0%を占めている。博士前期課程学生の場合、就職先の職種区分は製造業が最も多く、建設業及び学術研究、専門・技術サービス業、卸売業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業の順に続いている。これら6区分の職種が全体の85.9%を占めている。このことより、学部生、博士前期課程学生とも、工科系大学を卒業（修了）した技術者（専門技術者）としての能力を発揮できる職種に就職していることがわかる。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

学生の就職に対する意識付けと、実際の企業研究の場を提供するため、多数の企業の採用担当者を当該大学に招き、大学院生を含む卒業年次の学生を対象として合同企業研究セミナーを開催している。その際、参加企業に対してアンケートを実施し、セミナーの実施方法や要望を収集するとともに卒業（修了）生が在学中に学んだ専門的知識やコミュニケーション・プレゼンテーション能力等の実社会での有効性を調査している。この調査の結果、卒業（修了）生の学修成果に関する項目における肯定的回答（「はい」）の割合のうち、「基礎学力」を有しているという回答の割合は83.9%であり、個々の企業及び職種に固有の「専門的知識」及び「技術的知識や技能」を有しているという回答の割合はそれぞれ、65.0%、68.1%である。また、「科学技術に対する興味」を有しているという回答の割合は85.9%であり、「一般的教養と常識」、「協調性・柔軟性」、「情報伝達能力」及び「創造性・自主性」を有しているという回答の割合も60%を超えている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は154,782 m²、校舎等の施設面積は64,214 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

教育研究施設として、第1講義棟、第2講義棟、1号館のほか、機械工学科棟等6つの学科棟がある。また、機構に所属する教育研究施設として図書館、情報処理センター、機器分析センター、社会連携推進センター等がある。授業等で使用する講義室26室、演習室4室は、主として第1講義棟、第2講義棟と1号館に配置され、高い稼働率で使用されている。26の講義室には有線・無線LANが設置されており、すべての講義室にプロジェクターとスクリーンが設置されている。有線・無線LANを備えた語学演習室にはパソコン60台が設置され、カードシステムを採用することによって学生が24時間利用できるようにしている。また、情報処理センター第1・第2演習室、情報システム演習室、図書館に計327台のパソコンが設置されている。

屋内外運動施設及び課外活動施設として、トレーニングルームを持つ体育館、弓道場、武道場、合宿研修施設、陸上競技場、野球場、テニスコート、文化系サークル共用施設を有している。福利厚生施設として学生食堂が併設されている学生会館、留学生や女子学生も入居可能な学生寄宿舎が整備されている。また、北海道東部の豊かな自然の中、世界自然遺産知床にも連なる阿寒国立公園内に屈斜路研修所がある。バリアフリー対策として、身障者対応のエレベーター9か所、トイレ8か所、スロープ16か所を設置している。安全・防犯面としては夜間及び休日は電気錠による管理をしているほか、防犯カメラを34台設置している。また、耐震化についても主要建物の整備は既に実施されている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

ICT環境については、情報処理センターにコアスイッチを配置し、各棟にエリアスイッチ等を設置することで学内のすべてのエリアにおいて有線又は無線でのネットワークへのアクセスが可能となっている。

学生の活用状況に関しては、情報処理センター演習室、情報システム演習室、語学演習室、図書館に計387台パソコンが設置され、学生はこれらのパソコンあるいは有線・無線LANを経由して学内外のサイトにアクセスし、勉学や生活に必要な情報を得ている。研究室に配属された学部生や大学院生は、研究室のパソコン端末を使用して電子メールによる研究・事務連絡、計算サーバーによる数値計算や学術情報の

検索・収集等を行っている。

また、情報ネットワークを構成している各種サーバーの管理・運用とセキュリティ管理は情報セキュリティポリシーやインシデント発生時の対応を制定し、管理体制を明確に定めている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館は面積2,917㎡、閲覧座席数429席あり、一般市民にも開放している。通常期間の平日は学生休業期間を除き夜10時まで開館している。また、通常期間と夏季休業期間の土・日・祝日も開館している。

図書館の蔵書数は平成25年5月1日現在、188,373冊、雑誌所蔵は3,914タイトル、視聴覚資料所蔵数は4,017点であり、図書資料は教員・図書館職員による選定、学生からのリクエストや選書ツアーにより購入し、専門書だけでなく、一般図書も含め系統的に分類・配置されている。平成24年度の図書館入館者数は257,034人、1日平均の入館者は774人である。図書館は閲覧スペース、コミュニケーションホール、多目的室、視聴覚スペース及びグループ学習室で構成されている。

電子ジャーナル及び学術データベースを導入している。また、平成24年3月から利便性の向上を図り、シボレス認証（学術認証フェデレーションに参加）により、電子ジャーナル等の一部を学外から利用できるようにしている。さらに、電子ジャーナルや学術データベースの説明会を定期的を開催し、活用の促進を図っている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自習・討論を可能とするコミュニケーションホール（420㎡）、多目的室（68㎡）、スチューデントラウンジ（41㎡）、コミュニケーションアトリウム（420㎡）を整備し、第一講義棟の講義室5教室（393席）、1号館の語学演習室（パソコン60台）を24時間開放している。さらに、情報処理センター演習室、情報システム演習室、語学演習室、図書館等における自習も可能となっている。入退室は学生証カードによって管理されている。

また、図書館は、平日及び定期試験期間前、試験期間中の土・日・祝日は22時まで開館しており、図書館の利用状況は前期定期試験期間を含む平成24年7月において延べ約32,000人、後期定期試験期間を含む平成25年2月において延べ約30,000人である。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部、大学院ともに入学時に全新生を対象にしたガイダンスを実施している。新入生ガイダンスでは、学生便覧・シラバス等の配付資料に基づいて履修方法、学内施設の利用方法、学生生活等について全学的説明を行い、その後、各系列（専攻）に分かれて、詳細なガイダンスを行っている。同様の入学時ガイダンスは3年次編入学生に対しても実施している。

また、系に所属する学部1年次の学生が2年次の学科を選択する際、2年次の学生が3年次のコースを

選択する際、4年次の配属研究室を選択する際にも、それぞれガイダンスを実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学生生活実態調査を隔年実施し、大学への意見・要望を調査している。学生生活実態調査によれば、教育の改善・充実、教育施設の充実、就職対策に対する要望が上位を占めている。学生のニーズに応えた事例として、ノーベル賞受賞者による講演会、TAに対するスキルアップ研修の実施、図書館の開館時間延長、24時間使用できる自習室増設等がある。

すべての学科においてクラス担任制を制度化し、学生の学習相談を実施している。さらに、クラス担任のほか、各学年の学生5人程度を担当する個別担任を配置し、各学生の修学・生活状況を集約した電子ポートフォリオシステムで個人カルテを作成して学科全体で共有するなど、きめ細かい指導を行っている。そのほか、各教員が週1～2時間程度のオフィスアワーを設定して、学生の質問・相談に対応しており、平成24年度にオフィスアワーを利用した学生は延べ約2,000人である。

障がいを持つ学生については、障がいの内容に応じて、カウンセリングや担当教員への注意事項伝達等の支援を行っている。留学生に対しては、渡日後1年間、日本人学生によるチューターを選定し、講義や実験・実習のサポートを行っているのに加え、生活に役立つ英文のガイドを配付している。

また、学習時間が制約され、通常年限では修了できない社会人大学院生に対しては、長期履修制度を設けている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動と学生の組織的活動に対する支援は、学生支援課と学生委員会が対応している。体育会系34、文化系21のサークルがあり、サークル活動支援施設として、体育館、武道場、弓道場、文化系サークル共用施設、合宿研修施設、陸上競技場、野球場、ヨット艇庫等が整備されており、これらの施設に係る改修等の維持管理も計画的に行われている。課外活動に関する情報は、新入生ガイダンス及び学生便覧によって学生に周知するとともに、ウェブサイトにも公開している。公認のサークルに対しては顧問教員を配置しているほか、近年他大学で発生している飲酒事故に対する啓発として全学的な通知を行うとともに、毎年、サークルのリーダーを対象にしたリーダーシップトレーニングセミナーにおいて飲酒事故防止に係る講演やサークルの運営支援を行っている。

課外活動に関する学生からの要望は、定期的に行う学生生活実態調査とサークル連合を通じた学生との協議により把握することとしている。また、サークル活動や課外活動の振興を図ることを目的として、活動のための用具等の貸し出しを行っているほか、特に顕著と認められた課外活動に対しては表彰制度も設けている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生生活実態調査を隔年実施し、生活支援等に関する学生ニーズを把握している。健康相談・生活相談等に対しては、保健管理センター所長、非常勤カウンセラーが対応しているのに加え、教員、相談受付員等で構成する学生よろず相談室を設け、学生支援活動を行っている。平成24年度の相談の件数は、学生よろず相談が22件、カウンセラー相談が144件、保健管理センター医師・看護師への相談が22件である。また、メンタルヘルスやフィジカルヘルスに関する講演会を実施し、心身両面での健康管理に対する意識を高める努力をしている。さらに、先輩学生によるピア・サポートで相談できるようにしており、平成25年4月から9月までの相談件数は510件である。

就職等進路については、学生支援課に就職支援担当部署を配置するとともに、学科ごとにも就職担当教員を配置し、4年次学生と面談、希望を聞きながら進路の決定を行っている。また、就職資料を集めた就職支援室で各種資料が閲覧できるほか、求人検索システムからも情報が検索できるようになっている。平成24年度には外部講師等による就職ガイダンスを7回実施したことに加え、企業の採用担当者から直接、企業や業界の情報を得るための合同企業研究セミナーを5回実施している。平成24年度の合同企業研究セミナーでは146社の企業が参加、延べ約2,200人の学生が参加している。

ハラスメントについては、ハラスメント防止に関する規程を制定し、16人（女性8人、男性8人）のハラスメント相談員を配置している。

留学生に対する生活支援としては、日本人学生のチューターを選定するほか、生活情報提供のための資料として、英文と和文を併記した『留学生の手引き』、『北見の暮らし』を発行している。

健康相談、生活相談、ハラスメント相談、留学生に対する支援については、学生の利用実績も高い。これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

授業料等免除及び徴収猶予に関する規程に基づく免除として、平成25年度の入学生免除で学部生4人、大学院生8人が半額免除されており、平成24年度の授業料免除で学部生493人（全額免除47人、半額免除446人）、大学院生152人（全額免除8人、半額免除144人）への経済支援が行われている。また、外部資金の拠出金を財源として、大学院生を対象とした独自の入学生・授業料の免除を実施しており、平成24年度では博士前期課程学生22人、博士後期課程学生59人の授業料が免除となっている。さらに、平成25年度からは、博士後期課程へ進学を予定している博士前期課程学生の授業料半額免除を実施している。博士後期課程学生に対しては、当該大学後援会「KITげんき会」及び学術振興国際交流基金より、月額最大3万円の奨学金を支給している。これら奨学金及び授業料免除に係わる情報は、学生掲示板、ウェブサイト及びIT活用教育支援システムにより学生に周知されている。

また、日本学生支援機構の奨学金については、平成24年度に入学した学生（編入学生を除く）では、学部生433人中256人、博士前期課程学生124人中69人に対する貸与が新たに決定されている。

さらに、学生に対する経済支援の一つとして、全室個室の学生寮（収容定員127人）があり、寄宿料は月額4,700円と低価格に設定している。

留学生の多くは私費外国人留学生であり、経済的に困窮している学生が少なくないが、各種団体から奨

学金を支給されているほか、当該大学の学術振興国際交流基金から最大12万円の一時金を支給している。このほかにも、学生寮の一部（12部屋）を留学生専用としているほか、職員宿舎の一部（39部屋）を留学生用として貸与している。

また、学生の海外派遣については、「KITげんき会」より語学研修プログラム参加旅費の助成が行われており、平成24年度は台湾への研修（8人）、ドイツへの研修（7人）、カナダへの研修（8人）に対して最大5万円の助成が行われている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 寒冷地としての特性に配慮して、24時間利用可能な自主学習環境を整備している。
- クラス担任制、個別担任制、オフィスアワー等により、教員と学生との接触が多く行われている。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

学務を担当する副学長、各学科、共通講座から学長が指名する教員及び英語、数学及び物理を担当する教員から構成される教育改善推進センターを設置し、FD、授業評価、基礎重点科目等の事項の企画・立案及び実施を行っている。センター運営会議においてはFD講演会の企画、学習到達度を多面的に評価するための指針、入学前教育、教養科目の見直し等について審議して、全学的な方針と各学科における教育実践とを調整している。

そのなかで、例えば、個々の学生の修学・生活情報等の多次元な情報を集積・蓄積した電子ポートフォリオを各教員がネットワークで共有できるシステムを構築しており、そのデータのグラフ化等によって個別担任制と組み合わせて修学指導を実施し、教員が学生の学習成果を点検・評価し、教育の質の改善と向上に取り組んでいる学科の経験を基に、センターの会議を通じて、全学的な取組として展開しつつある。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学部及び大学院に所属する全学生を対象として、隔年ごとに学生生活実態調査を行い、その結果を学生委員会が中心となって分析し、報告書を作成している。学生支援センターに、学長が指名する複数の教員及び職員で構成される学生よろず相談室を設置し、修学、進路、教職員との関係等について相談、意見の聴取等を行っている。平成 24 年度の学生相談件数は 22 件であり、うち修学関係に関する相談は 10 件（45.5%）である。学士課程におけるすべての科目及び博士前期課程における講義科目について授業アンケートを行うことにより、記述方式により意見を聴取している。

教員の意見は、教務委員会で聴取し、職員の意見は、各種委員会開催の前等に副学長が聴取している。

これらの意見は、教務委員会で取り上げ、教育の質の改善・向上に向けた対策を講じている。取組事例として、学生の就業意識向上と学生相互の成長を図ることを目的として講義及び補習の補助業務等に参画させることを目的としたSAの導入や、教育の質保証と単位の実質化のため学生の学習時間の確保を目的としたシラバスの改善等が挙げられる。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

就職支援活動の一環として、学部3年次・博士前期課程1年次学生を対象に合同企業研究セミナーを開催している。その際、参加企業（150社程度）に対してアンケートを行い、当該大学卒業生の学力（基礎学力、専門的知識、科学・技術に対する興味）、技術者に求められる能力、社会人としての素養等について意見を聴取している。また、入試企画センターが中心となって進学説明会及び高等学校訪問を行い、高等学校からの意見を聴取している。さらに、父母懇談会を学内外で複数回開催し、保護者からの意見を聴取している。

これらの意見は、入試企画センター、教育改善推進センター、学生支援センターが継続的に審議しており、教育の質の改善・向上が必要と判断される場合には、入試選抜委員会あるいは教務委員会に議題として付議している。具体的な取組事例として、学士課程における推薦入学者の基礎学力担保を目的とした入学者選抜方法の改善、教育推進改善センターにおけるキャリアデザイン科目の見直し等が挙げられる。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

F D研修会を毎年開催している。平成24年度は学外講師等による講演を計4回行い、延べ126人の教員（講師以上の専任教員121人）が参加している。また、北海道大学主催の教育ワークショップを新任教員のためのF D研修として位置付け、平成23年度は2人が参加している。さらに、授業の参観を実施しており、平成24年度については、延べ54人の教員が公開科目（総数217科目中）の中の43科目を参観している。F D研修で得られた知見は、全学的教育課程の見直しや教育機器の導入、学科教育プログラムの改善等に結びつけている。具体例として、オーディエンスレスポンスシステムとしてのクリッカー（平成21年度：480セット）の導入、コミュニケーション能力育成のための教育課程の見直しが挙げられる。

これらのことから、F D活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

技術部では、技術部組織規程に基づき、技術部技術員研修会を毎年実施し、当該大学教員の講演を聴講するとともに、学生の実験及び実習技術について研究発表を行っている。また、平成24年度には学外研修・学外発表を6人が行っている。

TAについては、事前に当該業務に関する適切なオリエンテーションを行い、4月の新任研修と9月のスキルアップ研修を行っている。新任研修ではTAマニュアルに基づいて、TAの目的、職務、業務と役割、心得等について説明し、スキルアップ研修では、実験・実習・演習科目の学生授業アンケート結果を資料として、新任TAとTA経験者が小グループで討議することにより、教育補助者としての活動の改善を行っている。また、留学生チューターのためのマニュアルも作成し、チューターに配付している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 教育改善センターが中心となり、教育の質の改善と向上に取り組んでいる学科の経験を基に、センターの会議を通じて、全学的な取り組みとして展開しつつある。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 24 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 8,956,673 千円、流動資産 1,188,313 千円であり、資産合計 10,144,986 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 1,886,349 千円、流動負債 1,106,019 千円であり、負債合計 2,992,369 千円である。これらの負債は、長期及び短期のリース債務 164,152 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 20 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 24 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 3,790,825 千円、経常収益 3,794,176 千円、経常利益 3,350 千円、当期総利益は 6,319 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 280,333 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、全学的視点からの戦略的な学内資源配分を行える体制の基に、予算配分の基本的な考え方を策定し、経営協議会、役員会の議を経て決定している。

さらに、学長裁量の教育研究活性化経費については、研究支援、教育支援、大型設備維持支援等の項目を設け、重点的な配分を行っている。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープランを策定して計画的に進めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、経営協議会及び役員会で審議された後、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、年度ごとに作成する監事監査計画に基づき、毎月及び決算時に実施している。

会計監査人の監査については、法令等に則り文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、独立性を有する監査室により年度ごとに監査項目を策定、科学研究費補助金等の競争的資金にかかる監査を始め、契約状況、購入物品の納品・検収、少額備品・消耗品等の使用状況等に関する監査を実施している。

また、監事、会計監査人、監査室が連携して監査を行う体制が整備されており、適正に実施されている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

重要事項の審議を行うこととして法令等で設置が定められている役員会、経営協議会、教育研究評議会のほか、教育研究に関する様々な機能ごとに各種委員会が設置され、これを事務局各課が所掌する形を基本としている。事務局は、総務課をはじめとする 8 つの課で組織されている。

危機管理に関する事項については、危機管理規則に基づき設置される、危機管理委員会が審議することとしており、危機管理ガイドライン、危機管理マニュアルを定めている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生については、各学科に配置されたクラス担任との面談や各教員のオフィスアワーを活用するほか、学生生活実態調査を実施することで要望等を把握している。また、ウェブサイト上に意見箱を設置し、学生からの要望や意見は、学生支援課を経由して学長に伝えられる。教職員等については、各種委員会や学科等での議論を通じて行っており、特に重要な事項については、全教職員を対象とした全学説明会を開催し、情報を共有するとともに、学長への意見箱も設置し、教職員各層からの意見を把握している。学外関係者については、学部生及び大学院生の保護者を対象として父母懇談会を開催し、保護者の立場から大学に対する意見を把握している。また、卒業生・修了生、学生の就職先企業に対してアンケート調査を行い、教育内容やカリキュラム体制に対する満足度や要望を把握している。さらに、ウェブサイト上に意見箱を設置し、広く社会の方々から意見・要望を受け付けている。把握されたニーズは各種会議等で検討され適宜反映している。

また、経営協議会の学外委員からの意見についても適宜対応を行い、対応状況についてはウェブサイト上で公開している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-2③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

非常勤監事2人が業務監査と会計監査を担当しており、監事監査規程及び監事監査実施要項に基づき毎事業年度初めに監査計画を作成、監査では書面だけにとどまらず必要に応じて役職員にヒアリングを行うなど、実質的な監査を行うほか、役員会、経営協議会、教育研究評議会をはじめとして、必要があれば各種会議に陪席している。

監査の結果、改善を要すると認められる事項については、報告書、意見書により提言等を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-2④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

役員については、公的機関や民間の関係機関が行う各種研修会・セミナー等に参加し、大学を取り巻く環境や他機関の動向等の情報収集に努めている。また、事務局としても、国立大学協会等が主催する研修会等に事務職員を参加させているほか、学内での研修会も開催するなどして、スキルアップに取り組んでいる。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-1① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

中期目標・中期計画及び年度計画を遂行するため業務運営等について、年度ごとの業務の実績に関する報告書を作成し、国立大学評価委員会の評価を受けている。その報告書を作成するに当たっては、進捗状況に関して学内資料による裏付けを行う作業の中で自己点検・評価を年に2度(中間・期末)行っている。

また、外部評価及び大学機関別認証評価に際しても、その都度、根拠に基づく自己評価を行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による評価が行われているか。

年度計画に係る業務実績報告書を作成し、これを自己点検・評価資料として、外部有識者7人及び学外の非常勤理事を含む経営協議会による検証を受けており、この際には、学外の非常勤監事2人も陪席している。また、大学機関別認証評価に併せて、学外者による外部評価委員会を設置し、関係法令等との適合性を含めた自己評価書の検証を、書面調査と訪問調査により行い、その結果を外部評価報告書としてまとめている。

また、日本技術者教育認定機構(JABEE)の認定を平成15年度から旧課程の土木開発工学科が、平成22年度からは継続して社会環境工学科が、平成20年度から平成22年度まで電気電子工学科が認定を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

評価結果のフィードバックについては、一旦、各部署、各種会議等で改善や強化の方策について検討を行い、役員会等で判断の上、更なる取組として行われる。また、監事による業務監査等の監査報告についても同様に改善策等を検討している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

平成 16 年の国立大学法人化に際し、学校教育法に則った「大学の目的」を学則に、「大学院の目的」を大学院規程に掲げるとともに、「理念と使命、基本目標」を定めている。これらの「目的」、「理念と使命、基本目標」は、学長から教授会において説明されるとともに、大学概要、ウェブサイトへの掲載等を通じて広く職員に周知されるよう取り組んでいる。

新任の教職員に対しては、ガイダンスにおいて周知を行っている。

在学生に対しては、シラバス、大学概要、ウェブサイトに「目的」、「理念と使命、基本目標」を記載するとともに、入学時の学科・専攻ごとに実施するガイダンスにおいてもその内容の説明・周知を図っている。

入学志願者、保護者、高等学校関係者に対しては、進学相談会、オープンキャンパス等の各種行事において学長等から、「目的」、「理念と使命、基本目標」が説明され、大学案内を配布するとともに、ウェブサイト上で「理念と使命、基本目標」等が紹介されていることについても周知が図られている。また、大学概要については関係者ばかりでなく学外配布も行っている。さらに、年 3 回開催の父母懇談会においても、「理念と使命、基本目標」の説明と大学概要の配付を行っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

「目的」、「理念と使命、基本目標」に基づき、平成 22 年度中期目標・中期計画の策定時に、全学的な議論の基、ポリシー（方針）が定められている。これは、学部及び大学院に係る、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針からなり、教授会等で学長からポリシーについての説明がなされるとともに、ウェブサイトを通じて広く周知されている。そのほか、志願者やその保護者、関係者に対しても各種行事において教育理念とともに、入学者受入方針の説明がなされている。さらに、ウェブサイト上に「理念と使命、基本目標」、「ポリシー」を掲載し、情報の発信を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される教育研究活動、学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価の結果及び独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条に規程される財

北見工業大学

務諸表等の情報については、ウェブサイトへの掲載や広報誌の配布等を通じて広く社会に公開している。また、当該大学が主催する行事では、大学概要の配布を行うなど、志願者、在学生、保護者への教育研究情報の公表に努めている。さらに、ウェブサイトの企業向けページには、教育研究情報が一括掲載されている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 北見工業大学
- (2) 所在地 北海道北見市公園町165番地
- (3) 学部等の構成
 学部：工学部
 研究科：工学研究科（博士前期、博士後期）
 関連施設：環境・エネルギー研究推進センター、
 社会連携推進センター、応用研究推進センター、
 機器分析センター、ものづくりセンター、
 情報処理センター、保健管理センター、国際
 交流センター
- (4) 学生数及び教員数（平成25年5月1日現在）
 学生数：学部1,876人、大学院274人
 専任教員数：151人、助手数：0人

2 特徴

本学は、昭和 35 年に国立工業短期大学として設置された後、昭和 41 年に北海道の更なる開発振興を担う工業技術者等も育成するため、4 年生の工業大学に移行した。その後、昭和 59 年には大学院工学研究科修士課程が設置された。また、平成 5 年には工学部の 9 学科小講座制から 6 学科大講座制に改組している。さらに、平成 9 年には、大学院の修士課程を、博士前期課程及び博士後期課程に改組したほか、平成 16 年の国立大学法人化後も、学士課程から博士後期課程までの改組を行っており、時代に即した教育研究体制を整え、現在に至っている。

「人を育て、科学技術を広め、地域に輝き、未来を拓く」を理念とし、「社会の変化に伴い高度化・複雑化している科学技術の急速な進展の中で、個々の専門分野についての基盤的な技術や知識を有するのみならず、学際領域や新しい分野の開拓にも柔軟に対応できる能力を持ち、自然と調和した科学技術の発展と国際社会への対応も念頭においた技術開発を行い得る人材を養成する」ことを使命としている。

この使命を達成するために、教育、研究、社会貢献及び国際化に係る 4 つの基本目標を設定している。

教育については、「向学心を喚起し、創造性を育み、将来の夢を拓く教育」を掲げており、学部教育においては、実践的な教育を行うことで、主体的な問題把握能力や確実な基礎学力を有する「技術者」を養成し、大学院教育においては、創造性に富み企画力や指導力を発揮し、

今後の科学技術立国の一翼を担うため我が国の産業社会を支える高度な専門的知識と国際性を備えた「専門技術者」及び「高度専門技術者」を養成することを目指している。

研究については、「自然と調和するテクノロジーの発展」をスローガンとして、北見工業大学の立地条件を活かした寒冷地に関する研究や、新しいエネルギーや環境に優しい自然エネルギーに関する研究を進展させ、「個性に輝き、知の世紀をリードし、地域特色のある研究」を目指している。

これらの教育及び研究に係る目標を達成していく中で、「地域のニーズに応え、地域をリードし、地域の発展に貢献」することや、「国際的視野を踏まえた教育研究、学生・教職員の国際化を推進」することも目指している。

理念、使命と基本目標を達成するために、以下に掲げる特色ある取組がなされている。

○教育に係る取組

学士課程から博士前期課程までの 6 年間を一貫した教育として位置づけ、それぞれの専門科目において、課程の連続性を重視したカリキュラム構成としているほか、博士前期課程から博士後期課程への接続性についても配慮されている。

博士前期課程において専攻横断の科目の副コースを設定するなど、専門分野のみに偏らない、広い視野を備えた技術者を養成することを方針として、カリキュラムが構成されている。

○研究に係る取組

環境やエネルギーに関する研究を積極的に展開するほか、医療や農業と工学との連携においても地域との関わりを重視した研究に取り組んでいる。

○社会貢献及び国際化に係る取組

地域における教育委員会との連携により、未来を担う世代への理科離れ対策を行うとともに、小学校教諭への理科実験研修にも取り組んでいる。

留学生を積極的に受け入れているほか、海外での語学研修や海外協定大学への学生派遣など、国際化を積極的に進めている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学のビジョン（理念、使命、基本目標）については、前述のとおりであるが、本学では、アドミッションポリシー（入学者受入方針）を定めるとともに、教育に係る基本目標である「向学心を喚起し、創造性を育み、将来の夢を拓く教育」を達成するため、カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）、ディプロマポリシー（学位授与方針）を定めて、教育方針や養成すべき人材を明らかにし、本学における教育の目的としている。

アドミッションポリシー

工学部

工学は、理科や数学を基礎とする様々な知識と技術を用いた産業界等における「ものづくり、システムづくり」を介して、人々の生活と安全や健康、福祉のために「役立つもの」や「快適な環境」を造りあげ、社会に貢献することを目指す学問分野です。北見工業大学が目指す工学は、一言で言えば「自然と調和するテクノロジー」、すなわち、資源の浪費や環境破壊を伴わずに限りある資源を有効に活かす「環境にやさしい工学」です。「環境にやさしい工学」は魅力ある未知の分野であり最先端の科学技術が求められます。このような分野で活躍できる技術者を育成するために、工学部は次に示す資質と能力を有する人を求めます。

1. 理科や数学の基礎知識を活用して工学的知識と技術を獲得しようとする「工学心」を有する人
2. 工学に対する知識の他に、自らの考えを正しく表現できる国語力や工学の社会的背景の認識力、社会人としての素養など、人間性向上のために必要な知識を持続的に学ぼうとする「向学心」を有する人
3. 工学の基礎知識をもとに新しい分野や未知の分野に果敢に挑戦しようとする「好奇心」を有する人

大学院工学研究科

北見工業大学は豊かな自然環境に恵まれた「オホーツク圏」に位置し、「自然と調和するテクノロジーの発展を目指して」を標語として掲げ、地域社会及び国際社会の発展に貢献できる研究の推進並びに科学技術分野において広く社会で活躍できる人材の育成を目標として、教育・研究を行っています。これらの目標を達成するために、大学院工学研究科は次に示す資質と能力を有する人を求めます。

博士前期課程

1. 専門技術者として、社会に貢献しようとする意欲のある人
2. 問題に積極的に取り組み、深く考察し、粘り強くその解決策を探求しようとする意志を有する人
3. 高度な科学技術の修得と研究の推進に対して強い意欲を有し、その実現に向けて努力する人

博士後期課程

1. 高度専門技術者として、社会に貢献しようとする意欲のある人
2. 新たな学際領域、境界領域及び新領域の開拓に果敢に挑戦できる人
3. 企業の現場に即した研究開発に意欲を有し、ベンチャー起業化にも挑戦できる人
4. 豊かな人間性と国際的視野を有し、国際交流及び国際貢献に対する意欲のある人

カリキュラムポリシー

工学部

確実な工学基礎能力を有する技術者を養成するため、基礎学力の育成とともに主体的な問題把握能力の育成を重視する。そのため、特に実験、実習、演習の場に発表・討論の機会を設定することによって「体験的で実践的な教育」を行う。また、国際社会に適応可能な「語学教育」とともに、社会を構成し運営するとともに自立した一人の人間として力強く生きていくための総合力、すなわち「人間力」を育成するための「人間力教育」を行う。

履修科目は必修科目と選択科目からなる。必修科目は、英語力、情報科学基礎力、工学教養等を養成するための共通教育科目（講義、演習、実技）、専門分野における基礎力を養成する専門科目（講義、演習、実験、実習）からなる。選択科目は、語学、人文・社会科学に対する素養を養成する科目（講義、演習）、専門分野における展開力と応用力を養成する科目（講義、演習）、技術者としての素養を養成する科目（講義、実習、演習）からなる。

大学院工学研究科

博士前期課程では、各専門分野における基盤的知識と問題解決能力を有し、創造性に富み、企画力や指導力を発揮して知の世紀をリードする、個性ある専門技術者としての能力を養成する。博士後期課程では、それぞれの専門分野の知識や技術が融合する境界領域や複数の学問分野の総合力を必要とする学際領域に対応できる、広い視野を有する高度専門技術者としての能力を養成する。それぞれの課程において独創的で高度な研究を推進する中で未来志向を喚起する教育を行うとともに、多様な異文化との協調を図りながら新しい時代を切り拓くことのできるたくましい人材を育成するために「人間力教育」の充実を図る。

博士前期課程

学部段階で獲得した基礎知識を基にして、工学全体に共通する基礎技術を担う実践的な専門技術者としての素養を涵養するにあたり、個々の学生に対して指導教員を配置し、その指導のもとに学位論文を完成させる。履修科目は必修科目と選択科目からなる。必修科目は、問題解決力、創造的思考能力、実践力、コミュニケーション力等を養成するための演習、実験、講義からなる。選択科目は、専門基礎・応用力を養成する専門科目の講義、専門横断的研究力と学際分野への展開力を養成する副コース科目の講義、教養・国際性・マネジメント能力を養成する各専攻共通科目の講義、演習、実習からなる。

博士後期課程

多角的で学際的な問題把握力、研究企画力、開発実践能力を涵養するにあたり、個々の学生に対して指導教員グループを組織し、その指導のもとに学位論文を完成させる。履修科目は必修科目と選択科目からなる。必修科目は、専門性、総合性、学際性、実践的研究能力等を養成するための講義、演習、実験、実習からなる。選択科目は、所属する教育研究分野の専門科目の講義、他教育研究分野又は他専攻の専門科目の講義、各専攻共通科目の講義からなる。

ディプロマポリシー

工学部

工学についての確実な基礎学力を有するとともに、主体的に問題を解決する能力を有する技術者としての資質を修得した者に対して、学士（工学）の学位を授与する。

大学院工学研究科

博士前期課程

学部段階で獲得した基礎知識を基にして工学全体に共通する基礎技術を担うとともに、専門分野で修得した技術を応用開発にも展開できる、実践的な専門技術者としての資質を修得した者に対して、修士（工学）の学位を授与する。

博士後期課程

広い視点から工学体系全体を把握し、境界領域、学際領域の創造的な学術研究を積極的に推進する幅広い視野と創造性を有する、高度な専門技術者としての資質を修得した者に対して、博士（工学）の学位を授与する。

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/
daigaku/no6_1_1_jiko_kitami_d201403.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/daigaku/no6_1_1_jiko_kitami_d201403.pdf)